

# 令和7年度第2回

## 西脇市手話施策推進会議資料



令和8年2月13日

## 資料内容

- 1 令和7年度手話施策の実施状況について
- 2 令和8年度手話施策の計画について
- 3 参考資料
  - (1) 出前手話教室カリキュラム
  - (2) 聴覚障害理解啓発チラシ

## 西脇市聴覚障害者数

令和8年1月現在


聴 覚 障 害	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	その他	合 計	※
0歳以上～10歳未満	0	0	1	0	0	0	0	1	1
10歳以上～20歳未満	0	1	0	1	0	1	0	3	1
20歳以上～30歳未満	0	0	1	0	0	2	0	3	
30歳以上～40歳未満	0	3	1	0	0	0	0	4	
40歳以上～50歳未満	1	1	0	1	0	0	0	3	
50歳以上～60歳未満	0	3	2	0	0	3	0	8	
60歳以上～70歳未満	0	3	0	1	0	2	0	6	
70歳以上～80歳未満	2	1	5	2	0	9	0	19	
80歳以上～90歳未満	2	2	7	15	0	21	0	42	
90歳以上～	0	0	2	8	0	5	0	16	
合 計	5	14	19	28	0	43	0	105	

※ 手帳未取得だが情報あり

施策1 手話の普及と理解の促進

目標：1人でも多くの人に手話言語に対する関心や親しみを持ってもらう。

市民がきこえない人と出会い、手話言語を学ぶ機会を提供する。

実施内容	令和7年度実施状況	令和8年度計画
<p>◎広報にしわき 手話啓発記事 掲載</p>	<p>隣保館だより (市内4館：毎月発行) 「わんポイント手話」 広報にしわき (全戸配布・毎月発行) 手話言語講座掲載 デジタルサイネージ(市役所案内窓口横モニタ)で放映</p> 	<p>【継続実施】</p>
<p>◎市ホームページ 啓発動画等作成発信</p>	<p>手話施策事業の掲載 (ホームページ)</p> <p>地域・事業者向け手話講座等のお知らせ☆ 「西脇手話チャンネル(動画配信)」 秘書広報課、西脇市聴覚障害者協会、手話サークルと 連携し動画作成 にしわき手話チャンネル② 「にしわき防災バンダナができました！」配信 にしわき手話チャンネル③ 「令和7年度手話言語の国際デー&amp;手話の日イベント」 配信準備中☆</p>	<p>【継続実施】 手話について知りたい・手話を学びたい・通訳を目指したい などニーズに合わせて調べられるようにホームページを改定</p>



施策1 手話の普及と理解の促進

目標：1人でも多くの人に手話言語に対する関心や親しみを持ってもらう。


市民がきこえない人と出会い、手話言語を学ぶ機会を提供する。

実施内容	令和7年度実施状況	令和8年度計画
啓発資料作成・配布	<p>ジュニアじんけん教室、地域向け講座等でワンポイント手話BOOK、手話シールを活用</p> <p>情報保障を依頼された際に配慮事項などをまとめた啓発資料を配布</p>	<p>【継続実施】 手話言語条例10周年記念事業として手話パンフレットを作成予定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報の手話言語コーナーをまとめたもの</li> <li>・病院で使える手話のパンフレット☆</li> </ul> <p>啓発資料を配布</p>

施策1 手話の普及と理解の促進

目標：1人でも多くの人に手話言語に対する関心や親しみを持ってもらう。


市民がきこえない人と出会い、手話言語を学ぶ機会を提供する。

実施内容	令和7年度実施状況	令和8年度計画
<p>◎図書館</p> <p>手話によるおはなし会</p> <p>手話関連図書購入促進</p>	<p>入口に手話関連図書特設展示コーナーを設置 (7/20～9/30)</p>  <p>きこえない人による絵本の手話での読み聞かせ 実施日：9/27 午後 内容：手話での読み聞かせ30分 手話体験30分 参加者：15名（大人6名・子ども9名）</p> <p>図書館10周年記念イベントできこえない人による絵本の手話での読み聞かせ 実施日：11/16 内容：手話での読み聞かせ30分</p> <p>図書館に依頼し、6冊購入 (現在の蔵書数：153冊)</p> 	<p>【継続実施】</p> <p>●入口に手話言語の国際デーイベント&amp;手話の日の案内ポスター掲示 手話関連図書特設展示コーナー設置予定</p> <p>【継続実施】</p> <p>きこえない人による手話での絵本の読み聞かせ 実施予定：8月 手話での読み聞かせ30分 手話体験30分</p> <p>【継続実施】</p> <p>図書館に依頼（コーダ関連の本も候補に）</p>

施策1 手話の普及と理解の促進

目標：1人でも多くの人に手話言語に対する関心や親しみを持ってもらう。

市民がきこえない人と出会い、手話言語を学ぶ機会を提供する。

実施内容	令和7年度実施状況	令和8年度計画
◎手話啓発掲示	デジタルサイネージ（市役所案内窓口横モニタ）で手話動画や手話通訳付きの動画を放映	【継続実施】
◎デフリンピック	デフリンピック啓発・応援の機運醸成活動への協力 <ul style="list-style-type: none"> <li>・市役所デジタルサイネージにてデフリンピック開催前から終了までポスター掲示</li> <li>・キャラバンカー巡回に合わせ、北播磨意思疎通支援協会と共催でイベント実施</li> </ul> 日時：9月21日（日） 場所：加東市役所前広場 	
◎手話講座 市職員対象 朝の手話ワンポイントレッスン	福祉部で朝礼時に実施  講師：設置手話通訳者 内容：あいさつ程度・窓口対応で使える手話	【継続実施】  他部門については検討中

施策1 手話の普及と理解の促進

目標：1人でも多くの人に手話言語に対する関心や親しみを持ってもらう。

市民がきこえない人と出会い、手話言語を学ぶ機会を提供する。

実施内容	令和7年度実施状況	令和8年度計画
職員全員対象	<p><u>新規採用の職員対象手話研修</u></p> <p>市役所 実施日：7/10 参加者：11名            講師：設置手話通訳者            内容：障害者差別解消法・聴覚障害についての理解、必要な配慮、手話とは、簡単な手話（自己紹介、数字など）</p> <p>病院 実施日：4/3 参加者：28名            講師：設置手話通訳者            内容：聴覚障害と手話の基礎知識、聴覚障害者への接遇、必要な配慮、簡単な手話（病院で使える手話）</p> <p><u>西脇病院職員対象手話講座(人権教育研修)</u></p> <p>「通い合うコミュニケーションで受診を支えるために            ～きこえても きこえにくくても きこえなくても～」            実施日：10/29・10/30・11/5            参加者：10/29 89名・10/30 101名・11/5 71名            配布資料 122名分 計383名            講師：設置手話通訳者            内容：きこえと手話の基礎知識、きこえない人・きこえにくい人それぞれへの接遇と必要な配慮、病院で使える手話</p>	<p><b>【継続実施】</b></p> <p>新規採用の職員対象手話研修            （市役所・西脇病院）</p> <p>○手話施策推進法に沿った啓発研修を予定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校教育課</li> <li>・聴覚障害職員が所属する課</li> </ul>

施策1 手話の普及と理解の促進

目標：1人でも多くの人に手話言語に対する関心や親しみを持ってもらう。

市民がきこえない人と出会い、手話言語を学ぶ機会を提供する。

実施内容	令和7年度実施状況	令和8年度計画
自主活動の立ち上げ	<p>にしわき手話サークル「サクラソウ」</p> <p>議員・職員有志により開催</p> <p>協力：西脇市聴覚障害者協会</p> <p>会員数：21名</p> <p>活動日時：毎月第1水曜日 午後5時30分～6時30分</p> <p>活動場所：健康福祉連携施設会議室</p> <p>実施回数：10回（2月現在）</p> <p>内容：ろう者と交流しながら簡単な手話を学習、手話言語の国際デー&amp;手話の日イベントで、「手話劇」を披露</p> 	【継続実施】
手話検定	実施なし	<p>実施計画なし</p> <p>手話サークル・にしわき手話サークルで呼びかけ予定</p>
消防署職員・警察署職員対象	<p><u>警察署職員手話講座</u></p> <p>実施日：11/19 参加者：20名</p> <p>講師：設置手話通訳者</p> <p>内容：聴覚障害、手話についての基本的な知識、聴覚障害者への適切な対応</p> <p><u>消防署職員対象手話講座</u></p> <p>実施日：1/15・16 参加者：50名</p> <p>講師：設置手話通訳者・西脇市聴覚障害者協会</p> <p>内容：聴覚障害についての基本的な知識、救急時対応に使える簡単な手話、緊急時の連絡、災害時の情報発信、支援方法を確認</p>	【継続実施】

施策1 手話の普及と理解の促進

目標：1人でも多くの人に手話言語に対する関心や親しみを持ってもらう。

市民がきこえない人と出会い、手話言語を学ぶ機会を提供する。

実施内容	令和7年度実施状況	令和8年度計画
<p>地域・自治会対象</p>	<p>地域向け手話講座開催</p> <p><u>民生委員児童委員障害者福祉部会対象手話研修</u>            実施日：8/8 参加者：25名            講師：設置手話通訳者・西脇市聴覚障害者協会            内容：きこえない人の体験談・きこえない人とのコミュニケーション方法・交流を通じた手話研修</p> <p><u>比延小学校</u>            実施日：9/9 参加者：17名            講師：設置手話通訳者            内容：いきいきふれ愛まつりに参加するための手話歌の指導（きこえないことへの理解・手話歌への心構え）</p> <p><u>上比延町長寿会手話研修</u>            実施予定日：2/20 参加者：20名</p> <p><u>OriOri</u>            実施予定日：2/26 参加者：10名            講師：設置手話通訳者・西脇市聴覚障害者協会            内容：きこえない人のくらしクイズ・手話クイズ・交流しながら簡単な手話学習・手話歌の指導</p> <p>【実施主体】社協</p> <p>津万地区 実施日：9/27 参加者：24名            重春地区 実施日：10/7 参加者：21名            芳田地区 実施日：11/26 参加者：20名            （手話教室）            津万地区 実施予定日：3/1 参加者：30名</p>	<p>【継続実施】</p> <p>区長会等を通じ、地域での手話講座開催の案内を配付予定            大野隣保館で教養講座として継続的に手話講座開催予定</p> <p>【継続実施】</p>

施策1 手話の普及と理解の促進

目標：1人でも多くの人に手話言語に対する関心や親しみを持ってもらう。

市民がきこえない人と出会い、手話言語を学ぶ機会を提供する。

実施内容	令和7年度実施状況	令和8年度計画
企業・事業所等対象	実施なし	商工会議所を通じ、企業向け聴覚障害理解講座・手話講座の案内を配布
高齢者対象	<p><u>シニアカレッジで手話講座開催（全5回）</u> 受講生：21名</p> <p>①実施日：7/8（補講8/5）            講師：設置手話通訳者            内容：講座の説明、聴覚障害と手話の基礎知識、手話歌</p> <p>②実施日：9/9            講師：設置手話通訳者・西脇市聴覚障害者協会            内容：きこえない人との交流を通しての手話学習①、きこえない人への理解（体験談から）</p> <p>③実施日：10/7            講師：設置手話通訳者・西脇市聴覚障害者協会            内容：きこえない人との交流を通しての手話学習②、きこえない人への理解（体験談から）</p> <p>④実施日：11/12            講師：設置手話通訳者            内容：講座のまとめ、学園祭での発表に向けて</p> <p>※11月21日学園祭にて</p> <p>①講座で手話について学んだこと            ②きこえない人との交流を通じて感じたことを、手話で発表            ③手話歌「しあわせはこべるように」を発表</p> <p><u>シニアカレッジ教養講座で手話講座開催</u>            実施日：11/28 参加者：100名            講師：設置手話通訳者</p>	<p><u>シニアカレッジで手話講座開催予定（全8回）</u>            受講者：20名            実施日：5月から令和9年1月まで月1回            講師：設置手話通訳者・西脇市聴覚障害者協会            内容：聴覚障害と手話の基礎知識、手話歌            きこえない人との交流を通しての手話学習            きこえない人への理解（体験談から）</p>

施策1 手話の普及と理解の促進

目標：1人でも多くの人に手話言語に対する関心や親しみを持ってもらう。

市民がきこえない人と出会い、手話言語を学ぶ機会を提供する。

実施内容	令和7年度実施状況	令和8年度計画
<p>こども（小中高・学校）対象</p>	<p><b>【実施主体】社協</b>            福祉学習として実施            西脇小学校 実施日：6/17 参加者：75名            桜丘小学校 実施日：6/20 参加者：22名            比延小学校 実施日：6/26 参加者：17名            日野小学校 実施日：6/30 参加者：33名            芳田小学校 実施日：7/8 参加者：16名            双葉小学校 実施日：7/11 参加者：11名            重春小学校 実施日：9/16 参加者：109名            双葉小学校親子人権学習            実施日：9/27 参加者：児童30人＋親30人            西脇高校生活情報科            実施日：7/1 参加者：40名            講師：西脇市聴覚障害者協会 手話サークルわかば            楠丘小学校親子人権学習            実施日：9/12 参加者：150名            講師：西脇市聴覚障害者協会 手話サークルのぞみ</p> <p><b>【実施主体】西脇市</b>            西脇東中学校手話講座            実施日：12/9 参加者：85名            講師：設置手話通訳者            内容：きこえないってどんなこと（ミニ手話講座）            人権作文手話通訳（生徒に手話を見せる目的）</p>	<p><b>【継続実施】</b>            学校教育課を通じ、福祉学習・手話講座の案内を配布            申し込みにより実施予定</p>

施策1 手話の普及と理解の促進

目標：1人でも多くの人に手話言語に対する関心や親しみを持ってもらう。

市民がきこえない人と出会い、手話言語を学ぶ機会を提供する。

実施内容	令和7年度実施状況	令和8年度計画
	<p><u>出前手話教室for school</u>                      きこえない児童が2名在籍する双葉小学校で出前手話教室                      実施日：11/7・11/28・12/5・12/18・1/9・1/23                      実施予定日：2/20・3/13                      講師：設置手話通訳者                      内容：聴覚障害と手話の基礎知識、日常生活で使う手話                      手話歌（テーマソング）</p> 	<p>【継続実施予定】</p> <p>西脇高校で手話講座を開催予定</p>
<p>聴覚障害児と保護者対象                      こども手話講座</p>	<p>実施なし</p> <p>9/23手話言語の国際デー&amp;手話の日イベント内でジュニアじんけん教室として人権教育課と共催。小・中学生を対象に実施                      内容：手話かるた・手話でおしゃべり                      手話体験コーナー・手話クイズなど</p>	<p>【継続実施】</p>

## 施策1 手話の普及と理解の促進

目標：1人でも多くの人に手話言語に対する関心や親しみを持ってもらう。

市民がきこえない人と出会い、手話言語を学ぶ機会を提供する。

実施内容	令和7年度実施状況	令和8年度計画
<p>難聴者・中途失聴者対象</p> <p>交流の場作り</p>	<p>西脇市聴覚障害者協会と手話サークルが主催する「ふくみみサロン」（年3回）などを活用し、難聴者、中途失聴者の居場所づくりを進めるとともに手話に触れる機会を案内（参加なし）</p>	<p>【継続実施】</p> <p>市役所内出前講座</p> <p>中途失聴の職員が勤務する部署へ、手話を使いやすい職場環境整備のため、出前講座を予定</p>
<p>地域住民と聴覚障害者・児のふれあい</p> <p>聴覚障害者と聴覚障害児のふれあい</p>	<p>手話言語の国際デー&amp;手話の日イベントで手話カフェを開催</p> <p>実施なし</p>	<p>【継続実施】</p> <p>西脇市聴覚障害者協会の協力を得ながら、聴覚障害児が参加できる行事等を「みんなあつまれ！」の場などで紹介予定</p>
<p>令和7年度の実施状況のまとめ</p>	<p>図書館での手話での読み聞かせ、手話言語の国際デー&amp;手話の日イベントともに参加者が大幅に増えた。手話講座についても継続しての開催申し込みも増えてきており、聴覚障害・手話についての理解が広がりつつあると感じている。手話施策推進法の施行を受け、手話を中心としながらも幅広く聴覚障害への理解啓発を図るためのチラシも作成し、今まで申し込みのない団体や部署にも働きかけているところである。</p>	

## 施策2 手話による情報取得及び手話を使いやすい環境づくり

目標：行政情報の提供や市民が参加できる会議等において、いつでも手話言語で意思疎通ができるように努める。

実施内容	令和7年度実績	令和8年度計画
手話通訳者の配置（福祉事務所内）	設置手話通訳者を配置（非常勤 水・木・金勤務） （勤務日以外は登録手話通訳者である職員が業務を担当） 正規職員としての設置通訳者の募集を継続	【継続実施】
手話通訳者派遣	利用実績（1月末現在） 利用団体：19団体 41件 ※個人からの依頼を除く （個人：8名 派遣件数：56件）	【継続実施】
ICT（情報通信技術）の導入	LINEによる遠隔手話通訳(利用なし) 「みえる通訳」（窓口対応用の遠隔通訳システム） 運用を継続 LINEによる連絡体制整備完了 （社会福祉課と聴覚障害者協会のグループLINE） オンラインでの手話通訳派遣申請受付 （利用実績：手話3名 13件・要約1名 9件）	【継続実施】  防災学習の中でLINEによる遠隔手話通訳の練習を行う予定
令和7年度の実施状況のまとめ	合理的配慮としての情報保障が広まりつつあることがうかがわれる。オンラインでの派遣申請は高齢の利用者には少しハードルが高いようである。	

### 施策3 手話通訳者の配置、派遣等意思疎通支援の充実

目標：手話通訳者の確保と資質向上を目指し、きこえない人が安心して暮らせる体制を整備する。

実施内容	令和7年度実施状況	令和8年度計画
手話奉仕員養成講座の開催	入門課程【実施主体】社協 (5/28~10/15)全20回 受講生：11名 修了者：10名 基礎課程【実施主体】西脇市 (5/1~9/18)全20回 受講生：7名 修了者：7名 ※手話奉仕員養成講座講師養成講座 【実施主体】兵庫県聴覚障害者協会 西脇市聴覚障害者協会5名、 県登録手話通訳者4名受講中	【継続実施】入門課程【実施主体】社協 (時期未定)全20回 【継続実施】基礎課程【実施主体】西脇市 (9/2~2/9)全20回
手話通訳者養成講座の開催	通訳Ⅰ 実施 【実施主体】北播磨意思疎通支援協会 (5/10~3/14)全36回 受講者：16名(西脇市2名) 通訳Ⅲ+ブラッシュアップ講座 【実施主体】北播磨意思疎通支援協会 (7/10~10/16)全11回 受講者数：17名(西脇市3名)	通訳Ⅱ+Ⅲ 実施予定 【実施主体】北播磨意思疎通支援協会 (4/18~2/13)全38回
登録手話通訳者現任研修の開催	【実施主体】西脇市 <u>西脇市登録手話通訳者情報交換会</u> 参加者：6名 ・情報交換 ・「西脇市民憲章」の手話の統一 <u>手話通訳者・士現任研修(全国手話研修センターが実施するオンライン研修 7月~2月)</u> を受講 受講者数：通訳者4名・通訳士3名 【実施主体】北播磨意思疎通支援協会	【継続実施】

### 施策3 手話通訳者の配置、派遣等意思疎通支援の充実

目標：手話通訳者の確保と資質向上を目指し、きこえない人が安心して暮らせる体制を整備する。

実施内容	令和7年度実施状況	令和8年度計画
	北播磨合同現任研修会 6/19（西脇市3名参加）・10/23（西脇市5名参加） <b>【実施主体】</b> 聴覚障害者情報センター 県登録手話通訳者現任研修会を西脇市で開催 実施日：11/29 13:30～15:30 受講者：10名(西脇市2名参加)	<b>【継続実施】</b>
緊急時の連絡、派遣体制の構築	北はりま消防と連携し、Net119の運用継続中  「ふくみみサロン」にて電話リレーサービスの説明会	<b>【継続実施】</b> 西脇消防署と連携し、防災学習を開催予定
災害時における情報発信、支援方法	2024年に選定された西脇チェックを使用した「にしわき防災バンダナ」を作成。西脇市聴覚障害者協会に配布し市内避難所に設置。	

令和7年度の実施状況のまとめ	登録通訳者同士連携を取り合い、オンライン研修・北播磨意思疎通支援協会主催の研修ともに熱心に受講し、通訳としてのレベルアップをはかっている。 西脇市のシンボルである播州織で防災バンダナを作成・避難所に配置したことで災害時の安心につながった。イベント・人権学習などでもバンダナを身につけてアピールを行い、周知が進むとともに啓発にも寄与している。
----------------	---

#### 施策4 手話施策推進会議による実施状況の点検

目標：意見を聴き手話言語に関する施策を推進する。

実施内容	令和7年度実施状況	令和8年度計画
◎定期的な手話施策推進会議の開催	第1回 日時：8/25 午後1時30分～ 場所：市役所議会委員会室 (1)令和6年度手話施策の実施実績について (2)令和7年度手話施策の計画と実施状況について (3)手話に関する施策の推進に関する法律 (手話施策推進法)の施行について 第2回 日時：2/13 午前10時00分～ 場所：市役所大会議室 (1)令和7年度手話施策の実施状況について (2)令和8年度手話施策の計画について	年2回開催予定 第1回は7月ごろに開催予定
令和7年度の実施状況のまとめ	市の施策等についての貴重なご意見やご教示をいただき、実施内容等を見直すことができ、大変有益であると考えている。今後も定期的に関催したい。	
令和8年度重点施策	1 西脇市手話言語条例制定10周年記念事業を行い、手話言語及び手話言語条例のさらなる周知・啓発につなげる。 2 手話施策推進法に沿い、きこえないことに対する理解啓発研修を強化する。	

## 西脇市手話言語条例

手話は、音声言語とは異なり、手指や体の動き、顔の表情を用いて視覚的に表現をする言語です。また、手話は、物事を考え、コミュニケーションを図り、知識を蓄えるために必要な言語として、ろう者の中で大切に受け継がれてきました。

しかし、過去のろう教育においては、唇の動きを見ることで話の内容を読み取り、その口の形を真似て声を出す口話法が取り入れられたため、ろう学校での手話の使用が禁止されてきました。このように、手話は言語として認められず、ろう者は必要な知識や十分な情報を得ることもできなかつたことから、多くの不便や不安を感じながら、地域や職場で孤立しがちな生活をしてきました。

このような中、平成18年に国際連合総会で採択された障害者の権利に関する条約や平成23年に改正された障害者基本法において、手話は言語として定められましたが、いまだ手話に対する理解が深まっているとは言えません。

ろう者が、地域や職場で孤立することなく安心して生活するためには、手話を使いやすい環境を整える必要があります。

ここに、手話を言語として認め、ろう者とろう者以外の者が互いに理解し合い、共に暮らすことができる地域社会の実現を目指し、この条例を制定します。

### (目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解の促進及び手話の普及に関する基本理念を定め、市の責務及び市民の役割を明らかにすることにより、ろう者が社会に参加し、ろう者とろう者以外の者が互いに理解し合い、共に暮らすことができる地域社会を実現することを目的とする。

### (基本理念)

第2条 手話に対する理解の促進及び手話の普及は、ろう者が手話を使ってコミュニケーションを図る権利を有し、その権利が尊重されることを基本として行われなければならない。

### (市の責務)

第3条 市は、市民の手話に対する理解を促進し、手話を使いやすい環境を整備するために必要な施策を定め、これを推進しなければならない。

### (市民の役割)

第4条 市民は、手話に対する理解を深め、市が推進する手話を使い

やすい環境を整備するための施策に協力するよう努めるものとする。  
(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

## 西脇市手話施策推進方針

西脇市手話言語条例（平成28年西脇市条例第30号）に基づき、市民の手話に対する理解を促進し、手話を使いやすい環境に整えるため、次の施策を推進します。

### 1 手話の普及と理解の促進

一人でも多くの人々が手話に対する関心や親しみを持ち、また、ろう者と交流することで、手話に対する理解が深まります。

市は、聴覚障害者協会、手話サークル等の関係団体と連携し、誰もが手話に触れる機会を設け、手話を学べる環境を充実させるなど、手話に関する普及啓発に努めます。

- (1) 市広報紙、市ホームページ、リーフレット等により、手話に関する理解が深まるよう啓発を行います。
- (2) 地域、事業所、教育機関等を対象に、聴覚障害への理解と手話を学べる環境づくりを進めます。
- (3) 難聴者や中途失聴者を対象に手話を学べる環境を整えます。

### 2 手話による情報取得及び手話を使いやすい環境づくり

市が発信する音声言語による行政情報等について、ろう者もろう者以外の人と同じように、情報の提供が十分に保障される必要があります。

市は、市の音声言語による行政情報等や市民が参加する会議等において、手話による情報取得ができる環境づくりに努めます。

また、いつでも手話による意思疎通ができるよう、手話を使いやすい環境づくりを進めます。

- (1) 市主催のイベントや会議等において、必要に応じて手話通訳者を配置するなど、合理的配慮の提供を行います。
- (2) 手話通訳者の設置により、庁舎内の窓口での手話通訳による対応（ICTを含む。）の充実を図ります。
- (3) ろう者があらゆる場面で情報取得ができるよう、手話通訳者派遣事業の充実を図ります。

### 3 手話通訳者の配置、派遣等意思疎通支援の充実

手話通訳者は、ろう者とろう者以外の人との意思疎通を図る役割を担うとともに、ろう者の社会参加への支援に関わっています。

市は、手話通訳者の役割と専門性を十分に認識し、手話通訳者の養成に継続的に取り組み、手話通訳者の確保ができるように努めま

す。

- (1) 手話の基本的な知識を有する手話奉仕員を養成するとともに、手話通訳者養成講座及び登録手話通訳者の技術向上を図るための手話通訳者現任研修を継続的に実施します。
- (2) 災害時の支援方法及び緊急時の派遣体制について、消防本部等の関係機関と協議し、支援体制を構築します。
- (3) 手話通訳者派遣事業について、継続的に実施するとともに、登録手話通訳者の処遇改善に努めます。

#### 4 西脇市手話施策推進会議による実施状況の点検

手話施策の実施状況については、西脇市手話施策推進会議に報告し、意見を聴くものとします。